

霧島農業振興地域整備計画変更等理由書

(1) 霧島農業振興地域整備計画の変更理由

経済事情の変動その他情勢の推移

(2) 農用地利用計画の変更理由

①農用地区域への編入

No.	農用地区域へ編入する土地	編入理由

②農用地区域からの除外

No.	農用地区域から除外する土地	除外理由
1	国分重久字牧神2752-38	相続に伴い、過去に建築した農家住宅及び農業用倉庫、建築物までの通路部分に関して是正を行うもの。農業振興地域の整備に関する法律第13条第2項の要件を満たしており、農用地区域からの除外はやむを得ない。
2	国分上小川字西堅馬場1151-1	耕作者の高齢化や周辺環境の変化により耕作に支障が出ていることや、当該土地周辺の住宅需要が高まっていることなどから、共同住宅を建築し、自己の生活安定を図ろうとするもの。農業振興地域の整備に関する法律第13条第2項の要件を満たしており、農用地区域からの除外はやむを得ない。
3	福山町佳例川字前原4645-7	申し出人は隣接地にて畜産業を営んでおり、緊急時の対応が必要なことから隣地に建設した住宅について、是正を行うもの。農業振興地域の整備に関する法律第13条第2項の要件を満たしており、農用地区域からの除外はやむを得ない。
4	福山町佳例川字星塚1339-14	農業を営む申出人が作業効率化のために設置した農業用倉庫並びに拡張した住宅敷地について、是正を行うもの。農業振興地域の整備に関する法律第13条第2項の要件を満たしており、農用地区域からの除外はやむを得ない。
5	隼人町朝日字西山116-1	果樹経営を営む申出人が経営規模の拡大に伴い建築した農家住宅について、是正を行うもの。農業振興地域の整備に関する法律第13条第2項の要件を満たしており、農用地区域からの除外はやむを得ない。
6	福山町福山字持手木7630	林業を営む申出人が、周囲の所有山林と一体的に事業を行うため、植林を行おうとするもの。農業振興地域の整備に関する法律第13条第2項の要件を満たしており、農用地区域からの除外はやむを得ない。

③用途変更

No.	農用地区域内で用途区分を変更する土地	変更理由